

行財政改革大綱後期実施計画

実施事項名	出資団体の情報公開			重点項目番号	3					
現状、問題点、必要性 (なぜやるのか)	【現状】 地方自治法第199条第7項の規定で市が25%以上出資する団体法人等で市が監査できる(株)上野産業会館、伊賀市土地開発公社、(財)伊賀市文化都市協会、(社)大山田農林業公社、(有)新堂駅管理商会、(有)大山田ファーム、伊賀森林組合についても情報公開することを情報公開条例・規則で定めている。 【問題点、必要性】 平成19年度当初では情報公開のしくみを設けているのは(財)伊賀市文化都市協会のみであり、制度定着を目指し指導を継続する必要がある。なお、上記7団体のうち伊賀森林組合については情報公開のしくみが構築されていない。 【現状の客観的な説明】 自治基本条例及び行財政改革大綱に規定している範囲の制度構築は現在できている。			番号	④					
				担当課(執行する課)	企画振興部広聴広報課					
				責任者名(執行責任者)	広聴広報課長 植田美由喜					
				担当課電話番号	22-9636					
対象等(なにが、だれが)	出資団体の情報			財政効果額(千円) (いくら削減されるのか、いくら収入増となるのか)	【金額】					
成果(対象がどうなるのか)	情報公開等により、提供できるしくみができる。				【算定根拠】 ※本事業による直接の効果額は算定できない。					
実施する内容・目標数値 (対象を成果の状態にするために、何を、いつまでに、どのようにやるのか)	【実施内容】 情報公開制度構築及び履行について指導を行う。ホームページ等の開設等、積極的な情報提供を促す。 【目標数値】 《最終目標》出資団体に情報公開請求があった際の対応ができる状態にする。 《平成20年度の目標》策定済及び平成19年度に策定した情報公開の規程等や体制について、情報公開が実施できる状態かどうかを確認する。未策定団体については、情報公開に関する規程等の策定を指導する。 《平成21年度の目標》平成20年度に対応を完了させるが、不完全な場合は引き続き対応を行う。 【目標の客観的な説明】 地方自治法第199条第7項の規定で市が25%以上の出資団体については、監査委員の監査権が及ぶことから、上記7団体が情報公開に対応できるようになるよう情報公開条例・規則で求められている。			特記事項						
目標を達成するための活動指標(全体目標を達成するために個別に実施する項目) (何をどれだけやるのか)	活動指標名	目標値	定義・算定式		行程表(いつまでにやるのか)					
				平成20年度		平成21年度		平成22年度		
					4月	10月	4月	10月	4月	10月
	策定した情報公開の規程等の確認		情報公開に対応できるかどうかを確認する。							
	各法人が情報公開に対応		策定した規程等に基づき情報公開を実施する。							